



(号 外)
大蔵省印刷局発行

目 次

〔省 令〕

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 (運輸五)

〔告 示〕

○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件 (環境庁一二)

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件 (自治二二)

○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件 (同二四)

○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件 (同二五)

〔人事異動〕

防衛庁

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責、会社更生関係

地方公共団体
公債償還 (北九州市) 関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○運輸省令第五号

道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第四十一条 (同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十四条、第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項、第七十六条並びに第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年二月二十一日

運輸大臣 二階 俊博

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準 (昭和二十六年運輸省令第六十七号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 「型式指定自動車」とは、法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。

第一条の二の次に次の一条を加える。

(破壊試験)

第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十五条第一号の二並びに第十八条第二項及び第三項に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると運輸大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。

第十三条第二項中「被けん引自動車」を「被牽引自動車」に「けん引するけん引自動車」を「牽引する牽引自動車」に、「の基準及び次の」を「及び第四項第三号の」に改め、同項各号を削る。

第二十九条第四項第三号中「第五十四条の七」を「第九条の四」に「保険除外標準」を「保険・共済除外標準」に改める。

第三十条第二項中「被けん引自動車」を「被牽引自動車」に、「法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 (以下「型式指定自動車」という。))」を「型式指定自動車」に改める。

第五十八条第二項の表第十七号中

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の

「の基準及び次の」及び第四項第三号の